

第2号議案 公益社団法人春日部法人会 定款の一部改正に関する件

提案理由

定款第19条役員の設定に関する規定については、公益社団法人への移行の際、理事59名でスタートした。その後62名まで増加した時期があったが、会員数の減少、支部の統合により、現在57名となっている。

理事の員数の確保、理事会の開催回数、会議の出席数等は法令で規定されていることから、定款の規定を下回ることは法令違反となる。

このため、第19条役員の設定規定の理事数の下限を30名に改正し、副会長の員数を支部数に合わせるものである。

また、20条の役員を選任の改正は、第2項の字句の修正を行うものである。

改正内容

現 行	改 正 案
<p>(役員の設定)</p> <p>第19条 本会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事50名以上100名以内</p> <p>(2) 監事3名以内</p> <p>2 理事のうち1名を会長、12名以内を副会長、25名以内を常任理事とし、1名を専務理事とすることができる。</p> <p>3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。</p>	<p>(役員の設定)</p> <p>第19条 本会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事<u>30</u>名以上100名以内</p> <p>(2) 監事3名以内</p> <p>2 理事のうち1名を会長、<u>11</u>名以内を副会長、25名以内を常任理事とし、1名を専務理事とすることができる。</p> <p>3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。</p>
<p>(役員を選任)</p> <p>第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。</p> <p>2 会長、副会長、常任理事及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。</p>	<p>(役員を選任)</p> <p>第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。</p> <p>2 会長、副会長、常任理事及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から<u>選任</u>する。</p>

附則

この定款は、令和4年の定時総会の日から施行する。